

意外と知らない!?

“きやまの文化財” 紹介します!

第9回「国境石③」3号線のマンホールの下に国境石!

前回の「国境石②」では、江戸時代の文化四年（1807）に建てられた二国境石が昭和63年の3号線拡幅工事の際、現在の場所に移転された話で終わっていました。

国の境は、^{くにざかい}国境の石柱と、それを挟んだ両側2地点に^{ぼうじせき}傍示石を建て、その3本の石柱を結んだ線^{ふみいし}で表します。この移転時には国境石の^{ふみいし}履石（基礎石）と2本の傍示石を3号線地下に保存し、移転場所には国境石のみを移しました。傍示石はレプリカを置いています。

国境石と傍示石には『^{これよりにしひぜんこくたいしゅうりょう}従是西肥前國對州領』と『^{これよりひがしちくぜんのかに}従是東筑前國』の文字が彫られています。對州とは、^{つしま}対馬のことで、当時は対馬藩であった基山町を表しています。

この移転時に残念なことがありました。国境石と2本の傍示石は、それぞれが2本の石を背中合わせにしており、その間の線が境界を表し一直線になるはずですが、この移転時には3本の石が^{がんこう}雁行し境界線が曲がって復元されてしまったのです。



現在の境石を背にして、3号線を見てください。地下に保存されている境石を覆うマンホールが3つ並んでいるのにお気づきになると思います。その配置で当時の場所を確認できるとともに、現在もおそれが県境として生きていることに、脈々と続く時の流れを感じるのではないでしょうか。



コラム

消費生活コラム Vol.24

深刻な事態にも! 強引な自宅の買い取りに注意

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171

要介護認定を受け一人暮らしをしている。不動産業者から「住宅について有利な話がある」と電話があり訪問を承諾した。すぐに営業員二人が訪ねて来て、「自宅マンションを1千万円で買い取る。その後は家賃13万円で住み続けられ、管理費や固定資産税もかからない」と言われた。一人では決められないと断ったが「早く決めないと売れなくなる」とせかされ、夜11時頃まで勧誘され、契約書にサインしてしまった。解約したい。(80代女性)



《アドバイス》

- ◎消費者が自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフできません。契約解除には、手付金の倍額を支払うか、契約条項に基づく高額な違約金が必要となるので安易に契約してはいけません。
- ◎「賃貸として住み続けられる」などと勧誘されることもありますが、良い話だけではありません。不動産取引は複雑です。信頼できる人に相談し、一人では対応せず、取引の内容を理解するまで契約してはいけません。
- ◎安易に自宅を売却してしまうと、住む場所がなくなるなど、生活に深刻な影響が生じる可能性もあります。自宅を売るつもりがなければ、訪問を許さず、「売りません」「契約しません」ときっぱり断りましょう。
- ◎困ったときは、すぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。

【参考：独立行政法人国民生活センター発行 見守り新鮮情報 第403号より】

コラム

交通安全コラム Vol.28

自転車の交通ルールを守ろう！

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171

自転車は、道路交通法上は「軽車両」となっており、歩道と車道の区別がある道路では、車道を通行するのが原則です。一般的な車道を通行する場合は、道路（車道）の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。違反をすると罰則が科せられる場合があります。

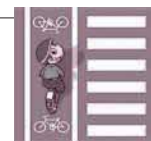
▽信号に従う義務 対面する信号に従って通行します。※車道を進行する場合は、車両用の信号機に従ってください。



ポイント！

「歩行者・自転車専用」と表示され、自転車横断帯があり、歩車分離式信号機の交差点においては、自転車は、歩行者用信号機に従わなければなりません。※歩車分離式信号に関する指針

【例】基山中学校南側「牛会交差点」



▽道路の横断

・自転車横断帯

道路を横断しようとするときは、その付近に自転車横断帯がある場合は、その横断帯に寄って横断しなければなりません。交差点に自転車横断帯があるときは、この横断帯を進行しなければなりません。

・横断歩道（自転車横断帯なし）

横断歩道は歩行者の横断のための場所です。横断歩道上に歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったまま通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車から降りて押して横断するようにしてください。

▽普通自転車が歩道を通行することができる場合

- ・歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき。
- ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- ・道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。



▽普通自転車で歩道を通行するとき

- ・歩道の車道寄りの部分又は道路標識等により通行すべき部分が指定されている部分を徐行して通行すること。
- ・歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止して歩行者の通行を妨げないようにすること。

※町内で小学生と自転車が歩道ですれ違う際に、自転車の運転が危険なため、歩いている小学生が避けて通らなければいけない状況です。



ポイント！

歩道でほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、**対向する自転車を右に見ながら**避けるようにしましょう。

電動シニアカー/電動アシスト自転車無料お試し試乗

電動カート購入費援助支援

免許返納をし電動カートを購入された方へ購入費が援助されます(上限 5万円)
対象年齢 65歳以上
※詳しくは基山町役場 住民課へお尋ね下さい



電動カート購入費援助商品



電動カート購入費援助商品



補助除外商品

お客様のご自宅周辺で『**無料お試し試乗会**』を実施しております
お気軽にお問合せください
フランスベッド販売㈱
鳥栖市東町2丁目896-4
☎0942-87-7780